

**「新景観政策の更なる進化」に対する市民の皆様の御意見と
検討委員会の考え方について**

資料 2

1 全体について（91件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
【政策の進化に賛同】 - 規制から創造への進化に賛同する。 - 社会経済情勢の変化に応じて景観政策を進化させることに賛成。 - 景観が暮らしや経済・文化に関わるものとしていく考えに賛同。 など	26	京都の景観を大切に思う多数の貴重な御意見をいただき、新景観政策が市民の皆様から高い評価と大きな期待をいただいていることを改めて実感いたしました。 検討委員会では、新景観政策の基本的な考え方のもと、京都の景観の守るべき骨格を堅持したうえで、地域の特性に応じたまちづくりを踏まえ、京都の将来を見据えて、魅力的な景観を創造できる政策への進化を検討しています。 新景観政策は、当初から硬直化することなく時代と共に刷新を続ける「進化する政策」として策定したものであり、これまでも、「地域景観づくり協議会制度」の創設や「京町家の保全及び継承に関する条例」の制定、「歴史的景観の保全に関する具体的施策」等の政策の進化を図ってきました。 工業社会から知識社会への転換期を迎えた現在、持続可能な都市の構築や、文化を基軸とした総合的なまちづくりの推進、基幹的なインフラの整備など社会情勢の変化を勘案した政策の進化が求められています。 その際に、景観の本質は、気配や雰囲気、趣きとして感じられるものを含む総合的な全体であり、市民一人ひとりが京都の自然や文化を大切にしながら、生き活きと暮らし、働き、活動している姿が大切であるとの認識のもと、景観の概念を「見る景観」から「感じる景観」、「生きた景観」へと拡張させ、政策を展開するべきと考えております。 そして景観政策では、京都の未来を拓く都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインして行く視点も求められています。そのため、景観政策が都市計画と連動し、コミュニティ等のまちづくり活動と連携して、地域ごとにビジョンを立てて、その実現に向けて取り組むことが重要であると考えております。
【地域特性に応じた政策の進化が必要】 - 規制を堅持すべき地域と緩和してもよい地域を的確に見据えながら、バランス感覚を持ち更なる進化を進めてもらいたい。 - 保全する地域は今後もしっかり規制を行い、創造ゾーンは大胆に規制を見直すべき。 など	7	
【慎重な対応が必要】 - 新景観政策の基本方向を堅持し、安易な高さ規制の緩和につながる対策は採用しないことを望む。 - 京都のまちづくりのビジョンを見据えた上での進化とする必要がある。 - 安心して住み続けられるよう、住民第一に考えることが必要。 など	20	
【規制を緩和するべきではない】 10年でやっと効果が出てきたところであり、もう少し時間がたってから見直すべき。 - 現政策は住民から賛同を得ており、見直す必要はない。 - 建物の高さ規制が、山が近くに見え空が広く感じられるという京都らしさを守っている。 - 将来にまちなみを残していくためにも、高さ規制の緩和をするべきではない。 - 人口が減少し都市が縮小していく将来を見据えると、建物の高さ規制を緩和するべきではない。 など	28	
【規制を強化すべき】 - 現状の景観政策に賛同し、むしろ一層の規制を求める。 - 高さ制限はもちろん、外観についても今より厳しい規制として良い。 など	10	個々の建築計画を地域にとってより良いものへと誘導するためには、地域の景観特性やまちづくりの状況を踏まえ、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、建物の外観だけでなく、都市機能、緑地や公共的なスペースの確保などを含む総合的な視点から高さやデザイン規制のあり方も捉える必要があると考え、検討を進めております。 京都の景観は、市民の皆様の景観に対する思いと日々の活動により守られて、受け継が

		れてきたものであり、それを踏まえて優れた景観を保存・再生・創造するためには、これまでの景観政策を規制法から創造法へと進化させるとともに、それらを柔軟に運用していくことが重要と考えております。 いただいた御意見は全て真摯に受け止め、検討を深めてまいります。
--	--	---

2 京都市の景観政策に求められるものについて（63件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（１）優れた景観の新たな創造」への御意見	13	
- 京都にしかない魅力、京都でしか創造できない文化をより深く考えるべき。 - 景観を規制でつくるのではなく、暮らしや生業にもっと目を向けるべき。 - 現在の一律の規制は極めて即物的な、哲学や美学のない規制になっている。 など		景観の本質は、目に見えるものだけではなく、気配や雰囲気、趣きとしても感じられるものであり、歴史的な景観をしっかりと保存するとともに、人々の生き活きとした暮らしや営みの実現に繋がる新たな景観の創造も求められています。 京都に相応しい優れた景観の新たな創造について、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
「（２）都市計画と連動した、持続可能な都市の構築」への御意見	11	
- 子育て世代、若者世代が住むことができる場所、職住近接の働く場所をつくり出せるような土地利用の誘導が、今まさに求められている。 - 持続可能な都市構築プランにおける各拠点のビジョンを明確に示すことが重要。 - 持続可能性に関する考え方が曖昧、5つのエリアの意味がよくわからない。 など		現在京都市が検討を進めている「持続可能な都市構築プラン（仮称）」では、市内各地域を広域拠点エリア、地域中核拠点エリア等の5つのエリアに分類し、各地域の将来像と暮らしのイメージを示すとともに、5つのエリアに重ね合わせる学術文化・交流・創造ゾーンが検討されています。 こうした都市ビジョンを基に、地域の特性に応じたまちづくりを進めていくためには、今まで以上に都市計画と景観政策が連動していくことが必要と考えております。 その際には、地域ごとのビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しすることが重要であるという御意見の趣旨を踏まえ、検討を進めてまいります。
「（３）地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応」への御意見	8	
- 世界の歴史的都市は旧市街と新市街を明確に区分けしている。歴史的都心地区の品格を損なってはならない。 - 新たな発意によるクリエイティブな景観形成を妨げないよう、外観規制は限られた地域に重点的にするほうが良い。 - 地域の実態をしっかりと調査することが重要。 - 将来のまちの姿を具体的に示して、検討を重ねることが重要。 など		京都市は個性的な地域が集合した都市であるため、地域ごとの暮らしや営み、景観の特性、これまで取り組まれてきたまちづくり活動など、固有の状況を丁寧に読み解き、きめ細やかな対応を行う必要があると考えております。 その際には、地域ごとのビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しすることが重要であるという御意見の趣旨を踏まえ、地域の実態をしっかりと把握し、検討を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（４）地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働」への御意見	18	
- 住んでいる人々が守りつづけてきた景観であり、住民の立場の景観政策が求められている。 - 地域とともに創り上げるというスタンスと、そのプロセスの構築が重要。 - 住民、市民の意見を尊重し、十分によく聞くことが重要。 など		住民の皆様により、まちが大切にされ、様々なまちづくりの取組が行われていることが、気配や雰囲気、佇まいの良さを含む京都の景観の魅力を支えていただいていると考えております。 そのため、京都市の景観政策は、コミュニティ等と協働してまちづくりに取り組むことが重要です。 いただいた御意見を踏まえ、地域ごとのビジョンを分かりやすく市民の皆様にお示しするとともに、そうしたビジョンを地域の方と共に創るプロセスの構築について、検討を進めてまいります。
「（５）様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市のデザイン政策」への御意見	13	
- 京都には、友禅や織物など、さまざまな職域で美しい文化を支える人々がおられ、この美意識の上に、新しいビジョンを提案・推進できる場が必要。 - 伝統的な景観を保護しながら、災害に強いまちづくりを進めてほしい。 - 規制と誘導にあたっては、広域的観点からの環境保全措置の枠組みも検討されたい。 「サウンドスケープ（音風景）」など、視覚以外の感覚をも総合的に勘案した政策を打ちだすべき。 - 創造性を重視するのであれば、広く世界にアイデアコンペ方式で案を求めたり、行政内に専門性の高い人材を集めたりして取り組む必要がある。 - PDC Aサイクルにより、施策の評価など継続的なモニターが重要。 など		これからの都市ビジョンやそれを実現していくための政策について、多くの貴重な御意見をいただきました。 京都市では、「世界の文化首都・京都」の実現に向けた文化を基軸とした総合的なまちづくり、あらゆるダメージに対し、それをバネとして粘り強く現状以上の回復を目指す「レジリエント・シティ」、多彩な知識・技能を身につけた創造的な人々が働きながら暮らす「創造都市」など、様々な都市ビジョンが提示されています。 京都市の景観政策では、こうした京都の未来を拓く都市ビジョンの実現を支援するとともに、トータルとしての都市景観をデザインして行く視点も求められると考えており、いただいた御意見も踏まえ、総合性と実効性を確保した都市デザインに貢献する政策のあり方について、検討を進めてまいります。

3 政策の進化における基本的な考え方について（65件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（１）京都の景観の守るべき骨格の堅持・充実」への御意見	26	
- 寺院・神社の由緒ある景観の維持に努めていただきたい。 - 町のどこからでも三方の山と空が見えることが京都の景観の特徴であり、建物の高さを制限することが大切。 - 高さ規制は厳しいが、そのおかげで五山の送り火などがきれいに見える。 - 嵐山などの史跡名勝や景勝地の景観を守っていくためには、周辺地域の景観もおそろかにできない。 - 中低層のまちなみを誇る空間資源こそ、貴重なものである。 - 鴨川については源流域を含め、府市、市民協調での景観対策が必要。 など		京都には、戦前から風致地区制度により保全されてきた豊かな自然景観、盆地を中心に三方の山すそに行くに従って次第に建築物が低くなる都市空間の構成、寺社や歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が形づくる歴史的景観や眺望景観、新景観政策において大胆な規制強化を行った、京都らしい市街地景観を残す歴史的都心地区のヒューマンスケールの都市空間など、京都の景観を考えるうえで守るべき骨格となるデザイン原理が息づいています。これらは、いただいた御意見のとおり、社会情勢が変わっても変えるべきものではなく、引き続き堅持し、取組を充実していくべきと考えております。
「（２）地域ごとの機能と景観特性を考慮した空間利用の姿」への御意見	22	
- 周辺部のブランドを高めて、市全域を魅力的なまちにしてほしい。 「持続可能な都市構築プラン」と連動し、地域中核拠点では賑わいや働く場、住む場所を誘導するため、高さ規制の見直しを行うべき。 - パリやロンドンの副都心を参考に、南部を副都心と位置付けるべき。 - 山科区は、自由度の高いまちづくりを可能とし、京都を引っ張っていく地域としても良いのでは。 - 丹波口駅周辺は、新たなデザインにチャレンジができ、現代的なものが入り混じる都市景観とすることで、新たなものも受け入れられる京都の文化を発信する地域としてほしい。 - 北白川や嵐山界限等の住宅街は、特別地区に指定し、大規模敷地の分割を抑制するのなど、現在の景観を守るべき。 など		市内の各地域のビジョンについて、多くの貴重な御意見をいただきました。 地域の特性に応じたまちづくりを進めていくためには、京都市基本構想や都市計画マスタープランで示されている「保全・再生・創造」の考え方を基盤とし、「持続可能な都市構築プラン（仮称）」における各エリアやゾーン、さらに個別の地域ごとの景観特性を考慮することにより、きめ細やかに地域ごとのビジョンを共有したうえで、空間形成を進めていくことが重要と考えております。 いただいた御意見も踏まえ、検討を進めるとともに、京都市の都市計画やまちづくりを担当する部局においても、今後の政策の参考とされるよう、申し伝えます。
「（３）都市機能や広い意味での公共貢献を含めた『優れた計画の誘導』への御意見	5	
- 敷地内に歩道と一体となったオープンスペースを設けたり、建物の低層部に賑わい施設を設けることで、歩いて楽しい街並みを誘導してはどうか。 - 豪雨災害対策に有効な「地域雨庭」の設置に対して、インセンティブを与える仕組みを検討できないか。 - 建築を建てる際、公共性を配慮して貢献するのは当然のことで、これを理由に高さ制限の緩和を行うべきではない。 など		京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、優れた景観を創造していくためには、現行制度をベースに、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、都市機能や広い意味での公共性への貢献を含む地域のまちづくりの視点からも建築計画を評価するべきと考えております。 優れた計画の誘導方策について、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（４）地域コミュニティの活動やエリアマネジメントとの連動」への御意見	12	
・ 景観づくりに主体的に取り組む住民組織が増え、その活動が進展するよう、更なる支援と連携を強化してほしい。 ・ 景観政策に現場の声を反映するため、政策立案のプロセスに地域の住民組織等が加わることを検討してほしい。 ・ まちづくりに取り組む地域同志が、相互にサポートしあえる体制づくりが重要。 ・ 地域住民主体となって、事業者や新たな参入者とエリアマネジメント活動を発展させることが望まれる。 ・ 市内の地域自治組織の担い手が不足し、今後の展望は厳しい。 など		京都の景観は地域コミュニティをはじめとする様々な主体のまちづくり活動によって支えられています。京都市には、地域の方々が想いや方向性を共有し、さらには、新たにその地域で建築等をしようとする方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした「地域景観づくり協議会制度」が制定されていますが、この制度を活用して、先進的な景観づくりに取り組まれている地域も多くあります。 また、近年ではエリアマネジメント等の新しいまちづくりの取組も注目されていますが、京都市では、新たに「地域の活力の維持・向上を図るための地域まちづくり制度」の検討が進められているところです。 景観政策が地域に根差したまちづくり活動と連動し、地域コミュニティをはじめとする様々な主体のまちづくり活動が持続的に展開していくことが重要と考えております。 いただいた御意見を踏まえ、景観政策とまちづくり活動との連動のあり方や、地域ごとのビジョンを地域の方と共に創るプロセスの構築等について、検討を進めてまいります。

4 具体的な施策展開（例）について（１０９件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（１）持続可能な都市の構築に向けた優れた計画の誘導」への御意見	66	
【高さ規制の特例許可はするべきではない】 ・ 高さ規制の緩和には反対。縦ではなく横に広がる都市を構想してください。 ・ どのエリアであっても、高さ制限を緩めることは、京都市全体の景観を台無しにしてしまう。 など	10	都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、優れた景観を創造していくためには、現行制度をベースに、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、建物の外観だけでなく、都市機能、緑地や公共的なスペースの確保などを含む総合的な視点から建築計画を評価することが必要です。 三山の眺めなど京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、地域の特性に応じ、そのような総合的な視点から高さ規制のあり方も捉える必要があると考えております。
【地域特性に応じた制度の運用】 ・ 御池通では、31メートルにスカイラインをそろえて東山の眺望を確保するとともに、15メートルの高さ規制を実施している職住共存地区の景観と住環境を確保する必要がある。 ・ 御池通で高さ規制の緩和には反対であり、1階の半地下化や階高の確保等の課題には、高さ規制の緩和以外の方策を用いるべき。 ・ これから作ろうとする拠点には都市のランドマークとなるような建物を誘導し、拠点の魅力を高めるまちづくりをしてもらいたい。 ・ 地域中核となる拠点では高さを緩和するべき。 ・ 南部地域は創造というまちづくりを進める上で高さを許可しても良い。 ・ 山科は、京都刑務所移転構想とも連携し、高さを緩和しても良い。 ・ 竹田駅周辺、JR以南の山科駅周辺、太秦天神川駅周辺は、現在でも高さ規制は比較的緩く、これ以上の緩和をするべきではない。 ・ 都市基盤が整備されたところの高さの面的緩和は良い。 ・ 五条通のリサーチパーク周辺は、企業が集積するために高さを緩和しても良い。 ・ 五条通のリサーチパーク周辺で高さ規制を緩和する場合は、地区計画を併用し、用途利用をコントロールするべき。 ・ 五条通沿道も一歩入れば住宅地なので、高さ規制を緩和するべきではない。 など	33	高さ規制の特例制度に際しては、三山の眺めなど京都の景観の守るべき骨格は堅持したうえで、地域の特性に応じて、景観や住環境、都市機能、地域のまちづくり活動等に十分に配慮した計画となるよう、適切に誘導する必要があると考えております。 また、インフラの整備が進み都市として新たな役割を担うべき地域では、新たな地域の将来像の実現を促すため、適切に高さやデザイン規制の見直しを図られる必要があると考えております。例えば、JR丹波口駅や京都リサーチパーク地区に近接している五条通沿道（千本通～西大路通）は、新景観政策の実施以降に道路拡幅整備が完了しており、今後、事務所や研究所などが集積した新たな活力を生み出すエリアとなることが期待されています。 地域特性に応じた制度の運用について、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
【特例許可の運用】 ・ 優良な計画にインセンティブを与えることに概ね賛成だが、優良な計画か否かの判断は誰がどのように行うのか、精緻な制度設計が求められる。 ・ 特例許可をするにあたっては「なぜそれを許可するのか」の説明責任と審査経過の透明性が求められる。 ・ 許可基準の見直しや審査手続きには、住民の意見の反映や、専門家の判断を取り入れたものであるべき。 ・ 特例等を活用して高さを緩和する場合で、隣接してエリマネ組織がある場合、その組織の意見を聴くことが重要。 ・ 特例等を活用して高さを緩和する場合は、後背地の住宅地に対して十分に配慮するため、隣地からのセットバックや敷地面積の最低限度などを要件とするべき。 ・ 特例許可制度の利用を認めるべきかについての考え方を表したガイドラインを示すなどすべき。 ・ 第2ラインを設定するにあたって、ガイドラインにおいて、諸条件を詳細に設定するなどして厳格な条件を付さなければならない。 ・ しかるべき機関による審査などの大切な手続きは省かずに、審査期間の短縮等の課題に取り組むべき。 ・ 高さ制限緩和にあたっては、環境保全措置と景観保全措置を組み合わせるべき。 ・ 軽微なものに限るとしても、特例許可制度の認定制度への移行は避けるべき。 ・ 既存不適格住宅については高さ制限を緩和し、建て替え時の激変が抑止されるようにしてほしい。 など	23	高さ規制の特例許可は、現行の特例制度をベースに、良好な景観形成や市街地環境への配慮に加えて、建物の外観だけでなく、都市機能、緑地や公共的なスペースの確保などを含む総合的な視点から建築計画を評価することが必要と考えており、その評価にあたっては公正な審査や制度の運用のあり方が特に重要と考えております。 いただいた御意見を踏まえ、更に検討を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（２）デザインの創造性を発揮できる仕組づくり」への御意見	13	
- 規制により生まれたデザインより、創造によって優れたデザインが生まれてくるようになることを期待する。 - 現状の「規制」ではとりあえず条文にさえ合わせれば良いという考えが先行しており、実際に京都の町並みを守れない状況も見受けられている。 - 一般基準から外れたデザインを認めることは、どれだけ街並みへの影響を考えてデザインしたのか、設計者側、市側に相応の説明責任が伴う。 - 設計意図や、検討の過程、それを認めた理由をしっかりと公表し、単なる都合による模倣を産まないようにする必要がある。 - 一般基準に拘束されことなく設計者が提案できる制度の構築は賛成だが、そのデザインを評価できる力量が問われる。 など		景観地区（美観地区及び美観形成地区）におけるデザイン規制は、硬直化した一般基準の運用により、地域の景観特性や建築敷地の場所固有の特性に応じた優れたデザインの創出が抑制されている面があります。 過度にデザインの一般基準に拘束されることなく、地域ごとの固有の景観特性や、建築敷地と隣接する道路や隣地との関係性にも配慮した、優れたデザインの建築を誘導することも大切であると考えており、そうしたデザインの創造性を発揮できる仕組みや運用のあり方について、いただいた御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。
「（３）地域に応じたよりきめ細やかな景観形成」への御意見	14	
- 両側町の通りを挟んだ規制の違いは是正すべき。 - 幹線道路のすぐ裏の通りからは、町家越しに高層建物の裏側ばかりが見える。直接面していない通りからの景観に配慮を促す基準としてもらいたい。 「色・形」の規制に適合していても周囲から浮いている住宅を多く目にするので、「質感」「模様」についての規制を要望する。 - 京都らしい色彩を「京都カラー」として定め、推奨してはどうか。 - 風致地区の建ぺい率の規制は、場所によっては厳しすぎるのではないか。 - 醍醐寺周辺の眺望景観の規制は緩和するべき。 など		一部の美観地区では、両側町の通りを中心に景観基準が異なる地域があるなど、地域の特性に応じたよりきめ細やかな景観形成を図るためには、現行の地区指定や基準の見直し等を検討する必要がある場合も散見されますので、いただいた御意見も踏まえて、検討を進めてまいります。

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
「（４）関係政策や地域の活動との連動」への御意見	15	
- まちづくりの担い手の育成に関する具体的施策の充実をしてほしい。 - 地域景観づくり協議会のみならず、防災や空き家などの幅広いまちづくりに対する協議会の認定制度と、その協議会を総合的に支援する制度が必要。 - 地域景観づくり計画への適合性を認定の審査基準にすることを、市街地景観整備条例に明記すべき。 - 行政がエリマネ組織に判断を丸投げすることは責任の放棄であり、エリマネ組織を支援する仕組みの充実と合わせた制度設計が必要。 など		これからの時代を見据え、都市のエリアごとにビジョンを立てて、地域の特性に応じた政策を展開していくためには、地域のまちづくり活動と協働して取り組むことが重要です。 いただいた御意見を踏まえ、地域景観づくり協議会をはじめとする様々な地域に根差したまちづくり活動との連携のあり方、地域ごとのビジョンを地域の方と共に創るプロセスの構築、まちづくりの担い手に対する支援策のあり方等について検討を進めてまいります。 また、いただいた御意見が京都市のまちづくりを担当するそれぞれの部局において、今後の政策の参考とされるよう、申し上げます。
その他の御意見	1	
具体の施策の立案に当たっても、このまま丁寧な姿勢で進めてほしい。		検討委員会の答申後に、京都市において具体の施策の立案について検討がなされる予定です。いただいた御意見を踏まえ、丁寧な姿勢で進められるよう、京都市に申し上げます。

5 その他の御意見・御提案（１４４件）

主な御意見（要旨）	件数	検討委員会の考え方
【観光と市民生活】 - ホテルが建設され、周辺住民は景観・眺望等で迷惑が増えている。 - 観光客と住んでいる人の調和がとれておらず、住みにくくなっている。 - ホテル建設等による地価高騰への対応を考えることが必要。 など	2 3	新景観政策の更なる進化に関連する京都市の様々な政策について、多くの貴重な御意見をいただきました。 いただいた御意見が京都市のまちづくりを担当するそれぞれの部局において、今後の政策の参考とされるよう、申し伝えます。
【京町家等】 - 京町家などの歴史的・文化的な景観を保持するため、市が財政的な措置をすべき。 - クラウドファンディングやふるさと納税等を活用し、京町家を保全してほしい。 - 京町家を市が買い取り、修繕して貸してはどうか。 - 古い町家が構成する路地空間等からなる歴史的な街の空間を継承して行くには、特別の制度を作る必要がある。 「新しい町家」が増えていくような取り組みに期待する。 など	1 3	
【広告物】 - 京大周辺の立て看板のような文化的表現物については、規制しないほしい。 - 公園に設置している看板について、景観に配慮した方法を考えてほしい。 - 祇園祭等の行事に合わせて屋外広告物の規制をしてほしい。 など	6	
【その他】 - 空き家対策を推進するべき。 - 無電柱化を推進するべき。 - 地下エリアを有効活用してはどうか。 - 夜間景観に関するガイドラインを作成してはどうか。 - 市バスと地下鉄をもっと便利にする取組を進めてはどうか。 - 二条城の砂利を舗装すべきでない。 など	7 7	
【意見募集の方法について】 - 具体的な提案がないので答えられない。 - 具体的な検討内容が明らかになった時点で再度市民意見募集をすべき。 - 意見募集冊子が文字ばかりで読みづらい。 など	2 5	検討委員会における検討状況を市民の皆様にお知らせするとともに、幅広い御意見をいただき、今後の検討に生かしていくため、検討の途中段階での考え方をお示ししたものです。 検討委員会での答申後、京都市において具体的な施策の案が固まった段階で、京都市により、改めて市民意見募集がなされるよう、申し伝えます。